二　勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。
三　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十二条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。
四　金融経済教育推進機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
五　行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第六項に規定する資産形成をいう。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
5　金融経済教育推進室に、室長を置く。
［項を削る。］
6　［略］
7　金融企画管理官は、命を受けて、金融経済教育推進室の所掌事務のうち次に掲げる事務に従事する。
一　金融に係る知識の普及に関すること。
二　勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。
（情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等）
第四条　リスク分析総括課に、情報・分析室、リスク管理検査室、サイバーセキュリティ対策企画調整室、マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室、金融サービス利用者相談室、金融サービス仲介業室、貸金業室及びフィンテックモニタリング室並びにマクロプルーデンス調整官一人、企画官二人、資料情報調査官二人、システムリスク審査官一人、研修指導官一人、研修相談官一人、サイバーセキュリティ対策企画調整官一人、経済安全保障専門官五人、サイバーセキュリティ対策企画調整官一人及び金融行政相談官一人を置く。
2　情報・分析室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融システム及び金融機関等（金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第三条第二項に規定する金融機関等をいう。以下この条において同じ。）のリスクを把握するための基礎となる情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる。
［3～5　略］
6　サイバーセキュリティ対策企画調整室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二十五項において同じ。）の確保に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。
［7～9　略］
［項を削る。］
10～23　［略］
24　経済安全保障専門官は、命を受けて、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する専門的事項に係る事務に従事する。
25　［略］
［項を削る。］
26　［略］
（主任統括検査官等）
第五条　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官二十五人、研修相談官一人、サイバーセキュリティ対策企画調整官一人、経済安全保障専門官五人及び金融行政相談官一人を置く。
2　情報・分析室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融システム及び金融機関等のリスクを把握するための基礎となる情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる。
［3～5　同上］
6　サイバーセキュリティ対策企画調整室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二十六項において同じ。）の確保に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。
［7～9　同上］
10　経済安全保障室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。
11　経済安全保障室に、室長を置く。
12～25　［同上］
［項を加える。］
26　［同上］
27　経済安全保障専門官は、命を受けて、経済安全保障室の所掌事務のうち金融庁の所掌に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する専門的事項に係る事務に従事する。
28　［同上］
（主任統括検査官等）
第五条　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官二十五